平成２２年（フ）第１６６号
北海道旭川市東光１条７丁目３番２号
債務者　高島　敏幸
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月28日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２０９号
愛知県稲沢市祖父江町大牧砂田551番地59
債務者　迎　　廣子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３６４号
京都府城陽市寺田市ノ久保２番地の351
債務者　阿辺こと　阿邊　隆人
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
山形市あずま町２番15―301号　ＦＯＲ　ＹＯＵ37
債務者　舩山栄三郎
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８２号
山形県天童市泉町１丁目４番10―５号　若草荘
債務者　猪野　勝子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１１号
函館市中島町19番８号
債務者　大高　弘志
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１２号
函館市中島町19番８号
債務者　大高　由香
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２１号
函館市山の手１丁目16番８号
債務者　能登亜沙美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２５８号
群馬県邑楽郡大泉町住吉51番13号
債務者　鈴木　光夫
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２５９号
群馬県邑楽郡大泉町住吉51番13号
債務者　鈴木里加子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１７５号
愛知県犬山市字外屋敷26番地１
債務者　片倉　　強
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０２号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東124番地レオパレス寺東第２・206号
債務者　池尾　亜紀
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９号
和歌山県田辺市上万呂326番地の16
債務者　南紀シャッター商会こと　増谷　國雄
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２０号
和歌山県田辺市上万呂326番地の16
債務者　増谷シズ子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２５号
和歌山県田辺市神子浜１丁目16番31号　浜田マンション左奥
債務者　木下　　淳
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２６号
和歌山県田辺市神子浜１丁目16番31号　浜田マンション左奥
債務者　木下佐代美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第３４８７号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目13番１―408号
債務者　斉藤　千里
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部